

身体拘束・高齢者虐待についての理解を深める(新人研修)

身体拘束とは

衣服や綿入り帯等を使って、一時的に「介護を受ける高齢者等」の身体を拘束しその運動を抑制する行為をいう。

身体拘束介護保険法上の規定

指定介護保険施設(米田病院介護医療院)はサービス提供に当たっては、当該入所者又はその他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならない。(指定基準等による)



- ・本人への精神的苦痛・身体機能の低下等大きな弊害がある
- ・家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下

「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則全て高齢者虐待に該当

「緊急やむを得ない場合」の定義

○「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たすこと

- ① 切迫性 患者または他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【切迫性の判断の留意点】

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで入所者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある

- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【非代替性の判断の留意点】

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずにすべての方法の可能性を検討し、入所者本人等の生命または身体を保護する観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならぬ

- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【一時性の判断の留意点】

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束期間・拘束時間を想定する必要がある(期間としては長くても1か月が上限)